

高濃度 PCB 使用安定器は 令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに処分を！！



福岡県内で PCB 使用安定器をお持ちの場合は

令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日までに処分を行わなければなりません。

上記の処分期間までに処分していない場合は行政処分の対象となる可能性があります。

昭和 52 年 (1977 年) 3 月以前に建築された事業用建物 (工場やビル、倉庫、マンション等共同住宅の共用部分等) の照明器具及び屋外灯には PCB (ポリ塩化ビフェニル) を含む安定器が使用されているおそれがあります。

福岡県内で PCB 使用安定器をお持ちの場合は令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日までに処理委託契約を行わなければなりません。

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器には PCB は使用されていません。

(例)



※共用部分のみ対象

処分先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) TEL : 093-522-8588

支援制度

中小企業者等が PCB 使用安定器を処分する場合は処分費用の軽減措置があります。詳しくは JESCO 中小軽減担当 (0120-808-534) にお問合せください。

その他の支援制度については環境省 HP (<https://pcb-soukishori.env.go.jp/>) を御参照ください。



福岡県

詳しくは福岡県ホームページまで : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>
福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 TEL : 092-643-3363